

応用物理学会新領域グループ共通規程

(趣旨)

第1条 応用物理学会（以下、本会という）は、応用物理学に関連する新領域の開拓を目指す研究者間の連絡をはかり、萌芽的な研究分野の発展に寄与することを目的として新領域グループを設置する。

(構成)

第2条 新領域グループは、本会会員で構成するが、本会会員以外でも参加することができる。ただし、代表者は本会会員に限る。

(設立・存続・解散)

第3条 新領域グループを設立しようとする場合は、グループの名称、代表者名、連絡担当者名、連絡場所、目的、事業計画、予定される参加者数および存続期間を添えて本会会長宛に申し出る。

2. 新領域グループの設立、存続および解散は理事会（以下、理事会という）の議決による。
3. 存続期間は、原則として3年とする。年度の途中で設立したときは、当該年度の年度末をもって1年とみなす。
4. 継続して新領域グループを存続させたい場合には、最終年度の11月末までに理事会に申し出るものとし、理事会は、申し出にもとづき存続の可否を検討するものとする。申し出のない場合は、当該グループは解散するものとみなす。
5. 新領域グループの継続は、原則として一度のみ申請を許可するものとする（原則6年までとする）。例外的に事情のある場合は、最長9年までを認めるものとする。

(活動費補助)

第4条 本会は新領域グループに対して、定例的な予算措置は講じない。ただし、新領域グループは、研究活性化支援金等の申請をすることができる。

(活動援助)

第5条 新領域グループは、会合通知等を誌面の許す範囲において本会機関誌に掲載し、また、本会のホームページ等ウェブサーバーを利用することができる。

(会計および資産)

第6条 新領域グループの会計は、本会会計に包括処理される。

2. 新領域グループの資産は、本会に帰属する。

(事業計画および予算ならびに事業報告および決算)

第7条 新領域グループは、毎年以下のものを理事会に提出しなければならない。

- (1) 次年度の事業計画および予算。
- (2) 当年度の事業報告および決算。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は本会理事会の議決による。

付則 本規程は、2011年12月13日から施行する。

2011年12月13日 理事会承認
2013年12月18日 理事会承認